

令和7年度事業計画について

I 令和7年度事業計画

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への引き下げから間もなく2年が経過する中、多くの生活衛生関係営業者(以下「生衛事業者」)は、業績が回復傾向にある一方で、光熱費や原材料を含む価格高騰等に歯止めがかからず、依然として経営環境が厳しい生衛事業者がいる。

岩手県生活衛生営業指導センターでは、こうした現状を踏まえ、生活衛生同業組合(以下「生衛組合」)、県市町村並びに金融機関、商工関係団体等と緊密な連携を図りながら、生衛事業者に対し、経営の安定を図るための支援とともに、生活衛生サービスの利用者である地域住民に対し、質の高い安全で安心できる利用サービスが提供できるよう、次の方針により事業を実施する。

なお、事業執行に当たり、経費節減や事務の効率化を図り、適正な公益法人の運営管理に努める。

- ① 経営指導員等による相談指導業務と、全国生活衛生営業指導センター経営支援緊急対策事業の専門家派遣による支援指導との連携を図り、各生衛事業者のニーズに応じて支援指導する。
- ② 生衛組合の横軸連携による事業や、地区生衛組合連絡協議会の活動、後継者・次世代を担う若手生衛事業者の人材育成等に取り組む。
- ③ 生衛事業者の後継者の確保及び円滑な事業承継を支援する。

1 岩手県からの補助事業

(1) 相談指導事業

- ・経営指導員及び事務職員3名体制により、生衛事業者の来訪や電話等の相談に対応する。

(2) 健康福祉対策事業

- ・地区生衛組合連絡協議会等が実施する、衛生水準の確保・向上を目的とする講習会等について、保健所の協力を得ながら支援する。
- ・各生衛組合が連携して取り組む、高齢社会における生活衛生サービス展開に係る地域活性化連携事業等の企画調整を支援する。

(3) 情報化整備事業

- ・生衛業情報化ネットワークシステムを維持管理する。
- ・指導センターホームページにおいて、各生衛組合への情報提供とともに、県民への理解に向けて情報発信する。

(4) 後継者育成支援事業

- ・若年者の生衛業への関心を高めることと、後継者の確保育成を図ることを目的として、小中学校等における職業体験学習会を実施する。

2 岩手県からの委託事業

(1) 広報紙発行事業

- ・年2回「いわて生衛だより」を発行する。

(2) 特相員養成講習会

- ・組合員の経営指導を支援する経営特別相談員を養成するため、講習会を開催する。

3 全国生活衛生指導センターからの補助・委託事業

- (1) 経営支援緊急対策事業
 - ・ 専門家を派遣し、生衛事業者の経営相談に対応する。
 - ・ 組合等が開催する収益力の向上等を図るための「コロナ復興・物価高騰対策経営セミナー」等の費用を助成する。
- (2) 特相員研修会事業
 - ・ 経営環境に応じた相談対応できるようスキル向上を目的とする研修会を開催する。
 - ・ 経営特別相談員が、積極的に活動できる体制を整える。
- (3) 生衛業経営状況調査事業、景気動向等調査事業
 - ・ 生衛事業者への定例調査を年4回実施し、調査結果を生衛組合に情報提供する。
- (4) 衛生水準の確保・向上推進事業
 - ・ 保健所と生衛組合の情報共有と相互理解を図るため、「衛生水準の確保・向上推進会議」を開催する。
- (5) 受動喫煙防止対策事業
 - ・ 労働者災害補償保険適用を受けない生衛事業者が、受動喫煙防止対策として取組む助成制度の周知を図る。

4 法律を根拠とする特定事業

- (1) クリーニング研修等事業
 - ・ 県内3か所において、クリーニング師研修会及び業務従事者講習会を開催する。
 - ・ 研修会等に出席受講できない対象者に対し、通信制講座の受講を勧奨する。
- (2) 標準営業約款事業
 - ・ 事業実施する生衛組合との連携により、登録の促進を図るとともに、利用者に対し、標準営業約款制度の周知を図る。

5 その他

- (1) 生活衛生同業組合活動の支援
 - ・ 生衛組合が取組む組合活動の活性化を図るための事業や、複数の生衛組合が横軸で連携して取組む事業について、円滑に実施できるよう支援する。
- (2) 地区生活衛生同業組合連絡協議会の活動支援
 - ・ 地区生衛組合連絡協議会が取組む地域活性化等の活動を支援する。
- (3) 県市町村等が実施する事業への協力
 - ・ 県市町村等が取組む生活衛生を目的とする事業について、関係する生衛組合や地区生衛組合連絡協議会と調整し協力を努める。
- (4) 支援関係機関等との連携
 - ・ 日本政策金融公庫や事業承継・引継ぎ支援センターの支援関係機関等と情報共有を図り、事業後継者の確保や円滑な事業承継に取り組む。
- (5) 生活衛生業に関する広報
 - ・ 県民に向けて、生活衛生業が地域に密着した産業であることと、生衛組合活動に関する理解を得るため、岩手県と連携した周知及び広報活動に取り組む。
- (6) 岩手県生活衛生同業組合中央会事務の受諾
 - ・ 岩手県生活衛生同業組合中央会の事務について、平成28年4月1日に締結した事務委託契約書に基づき受託する。